

令和8年度予算書

熊本 市

目 次

一般会計	1
国民健康保険会計	21
母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計	27
介護保険会計	33
後期高齢者医療会計	39
農業集落排水事業会計	45
産業振興資金会計	51
競輪事業会計	57
植木中央土地区画整理事業会計	63
奨学金貸付事業会計	69
公債管理会計	75
病院事業会計	81
水道事業会計	89
下水道事業会計	95
工業用水道事業会計	101
交通事業会計	105

一般会計

議 第 3 号

令和8年2月16日提出

令和8年度熊本市一般会計予算

令和8年度熊本市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ437,840,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、50,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費（報酬に係る共済費を除く。）に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

熊本市長 大西一史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位 : 千円)

歳 入		
款	項	金額
10 市 稅		140,331,000
	10 市民税	71,783,000
	15 固定資産税	48,169,000
	20 軽自動車税	2,219,000
	25 市たばこ税	5,500,000
	32 入湯税	42,000
	35 事業所税	2,788,000
	40 都市計画税	9,294,000
	46 宿泊税	536,000
15 地方譲与税		2,204,000
	15 自動車重量譲与税	1,347,000
	30 特別とん譲与税	1,000
	35 地方揮発油譲与税	689,000
	40 石油ガス譲与税	25,000
	45 森林環境譲与税	142,000
21 配当割交付金		502,000
	10 配当割交付金	502,000
22 株式等譲渡所得割交付金		827,000
	10 株式等譲渡所得割交付金	827,000
23 県民税所得割交付金		148,000
	10 県民税所得割交付金	148,000
24 地方消費税交付金		22,479,000
	10 地方消費税交付金	22,479,000
26 ゴルフ場利用税交付金		8,000
	10 ゴルフ場利用税交付金	8,000
28 軽油引取税交付金		1,532,000
	10 軽油引取税交付金	1,532,000
30 国有提供施設等所在市町村助成交付金		5,000
	10 国有提供施設等所在市町村助成交付金	5,000
31 法人事業税交付金		1,849,000
	10 法人事業税交付金	1,849,000
32 地方特例交付金		2,931,000
	10 地方特例交付金	2,931,000
35 地方交付税		70,170,000
	10 地方交付税	70,170,000

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
40 交通安全対策特別交付金		203,000
	10 交通安全対策特別交付金	203,000
45 分担金及び負担金		2,132,121
	15 負 担 金	2,132,121
50 使用料及び手数料		8,891,377
	10 使 用 料	6,113,781
	15 手 数 料	2,740,134
	20 証紙収入	37,462
55 国庫支出金		98,801,943
	10 国庫負担金	65,104,475
	15 国庫補助金	33,389,657
	20 国庫委託金	307,811
60 県支出金		28,059,613
	10 県負担金	20,668,555
	15 県補助金	6,122,526
	20 県委託金	1,268,532
65 財産収入		2,184,307
	10 財産運用収入	375,586
	15 財産売払収入	1,808,721
70 寄 附 金		2,032,156
	10 寄 附 金	2,032,156
75 繰 入 金		9,021,366
	10 基金繰入金	8,964,819
	15 特別会計繰入金	56,547
80 繰 越 金		1,000,000
	10 繰 越 金	1,000,000
85 諸 収 入		8,611,817
	10 延滞金加算金及び過料	81,081
	15 預金利子	61,808
	25 貸付金元利収入	83,960
	30 受託事業収入	1,608,748
	35 収益事業収入	1,900,000
	40 雜 入	4,876,220
90 市 債		33,916,300
	10 市 債	33,916,300
歳 入 合 計		437,840,000

(単位：千円)

歳 出		
款	項	金額
10 議会費		1,204,957
	10 議会費	1,204,957
15 総務費		43,201,869
	10 総務管理費	29,879,051
	15 徴税費	2,942,384
	20 戸籍住民基本台帳費	1,637,319
	25 選挙費	564,903
	30 統計調査費	164,397
	35 監査委員費	199,762
	43 社会生活費	724,877
	45 自治振興費	5,378,006
	48 文化交流費	1,553,521
20 民生費	55 人事委員会費	157,649
		172,266,343
	10 社会福祉費	73,453,870
	15 児童福祉費	70,678,689
	20 生活保護費	27,889,451
	25 災害救助費	40,376
25 衛生費	30 国民年金費	203,957
		27,458,228
	10 保健衛生費	11,724,457
	15 保健所費	374,020
	20 清掃費	11,481,414
	25 環境保護費	2,387,373
35 農林水産業費	30 児童衛生費	1,490,964
		5,142,064
	10 農林業費	2,364,249
40 商工費	20 耕地費	2,777,815
		7,086,602
	10 商工費	3,198,599
45 土木費	15 觀光費	3,888,003
		45,408,467
	10 土木管理費	2,160,454
	15 道路橋梁費	23,170,208
	20 河川費	2,036,014
	25 都市計画費	6,904,973
	30 住宅費	5,271,502

(単位：千円)

歳出		
款	項	金額
	40 下水道費	5,865,316
50 消防費		10,118,222
	10 消防費	10,118,222
55 教育費		81,043,326
	10 教育総務費	8,921,736
	15 小学校費	33,638,149
	20 中学校費	19,152,674
	25 高等学校費	1,664,505
	30 幼稚園費	701,692
	35 専修学校費	229,768
	40 社会教育費	7,161,857
	45 保健体育費	7,293,436
	55 美術館費	729,371
	60 熊本城費	1,550,138
60 災害復旧費		3,763,700
	50 熊本地震災害復旧費	3,763,700
65 公債費		39,330,822
	10 公債費	39,330,822
70 諸支出金		1,695,400
	10 雜支出	1,695,400
75 予備費		120,000
	10 予備費	120,000
歳出合計		437,840,000

第2表 債務負担行為

(単位:千円)

事 項	期 間	限 度 額
議会広報紙編集業務委託	令和8年度～令和9年度	740
定例会本会議等会議録作成業務委託	令和9年度	1,596
府内LAN機器借上料 (令和8年度パソコン分)	令和9年度～令和12年度	1,236,000
総合行政情報システム共通基盤システム等機器借上料 (令和2年度ネットワーク機器等再リース分)	令和9年度	13,000
総合行政情報システム共通基盤システム等機器借上料 (令和8年度ネットワーク機器等分)	令和8年度～令和14年度	207,000
税務系システム標準化対応業務委託	令和9年度	2,404,000
税務系サブシステム更改業務委託	令和9年度～令和14年度	1,212,000
共通基盤システム改修業務委託 (税務・保健福祉系システム標準化対応分)	令和9年度	214,000
総合行政情報システム保健福祉系システム機器借上料 (令和2年度サーバ等再リース分)	令和9年度	68,000
保健福祉系システム運用管理業務委託	令和8年度～令和9年度	110,000
職員研修業務委託	令和8年度～令和9年度	8,900
公文書館建設工事	令和9年度	2,194,000
まちづくりシンポジウム開催経費	令和8年度～令和9年度	4,800

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
公民連携プラットフォーム運営等支援業務委託	令和9年度～令和10年度	7,000
統合型地理情報システム機器借上料 (令和8年度分)	令和9年度～令和13年度	52,000
市県民税当初課税事務支援業務委託	令和8年度～令和9年度	60,000
封入・封緘等業務委託	令和8年度～令和9年度	16,000
国税連携端末借上料	令和9年度～令和13年度	7,800
納付環境整備経費	令和9年度～令和10年度	79,000
市税情報システム改修業務委託	令和8年度～令和9年度	53,100
納税通知書作成等業務委託	令和8年度～令和12年度	213,000
区民課窓口支援業務委託	令和9年度～令和11年度	255,600
男女共同参画センターキャッシュレス決済導入経費	令和8年度～令和10年度	149
河内まちづくりセンター芳野分室改修工事	令和9年度	51,000
河内まちづくりセンター芳野分室電気設備改修工事	令和9年度	20,900
河内まちづくりセンター芳野分室機械設備改修工事	令和9年度	38,300

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
健軍文化ホールキャッシュレス決済導入経費	令和8年度～令和13年度	243
在宅福祉センターキャッシュレス決済導入経費	令和9年度～令和11年度	315
障がい者福祉タクシー利用券等一斉交付業務委託	令和8年度～令和9年度	7,000
視覚障害生活訓練等指導者養成事業委託	令和9年度	4,900
こども文化会館キャッシュレス決済導入経費	令和8年度～令和13年度	525
環境衛生手数料キャッシュレス決済導入経費	令和9年度～令和13年度	266
植木火葬場建替工事	令和9年度	14,200
熊本市斎場非常用自家発電設備改修工事	令和9年度	189,300
東部交流センターキャッシュレス決済導入経費	令和9年度～令和13年度	470
西部交流センターキャッシュレス決済導入経費	令和9年度～令和13年度	1,350
燃やごみ及び紙収集運搬業務委託 (令和8年度分)	令和9年度	62,300
総合ごみ収集運搬業務委託 (植木地区分)	令和9年度	48,200
東部環境工場外壁その他設備改修工事	令和9年度	120,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
プラスチック製容器包装収集運搬業務委託	令和9年度	205,700
ふれあい広場キャッシュレス決済導入経費	令和9年度～令和13年度	590
東部堆肥センター車両整備経費	令和8年度～令和9年度	13,900
環境総合センター昇降機設備改修工事	令和9年度	14,700
熊本市中小企業小口資金融資にかかる損失補償	貸付期間	出捐金の範囲内かつ保証債務残高に対して1,000分の8
熊本市中小企業経済環境変動対策資金融資にかかる損失補償	貸付期間	保証債務残高の1,000分の9
熊本市中小企業経営安定特例資金融資にかかる損失補償	貸付期間	保証債務残高の1,000分の9
熊本市中小企業創業サポート資金融資にかかる損失補償	貸付期間	保証債務残高の1,000分の9
熊本市中小企業経営向上小口資金融資にかかる損失補償	貸付期間	保証債務残高の1,000分の8
熊本市中小企業経営活性化資金融資にかかる損失補償	貸付期間	保証債務残高の1,000分の9
熊本市中小企業補助金活用支援資金融資にかかる損失補償	貸付期間	保証債務残高の1,000分の9
勤労者福祉センターキャッシュレス決済導入経費	令和8年度～令和12年度	201
くまもと森都心プラザエスカレーターステップチェーン改修工事	令和9年度	13,500

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
くまもと森都心プラザキャッシュレス決済導入経費	令和8年度～令和13年度	755
企業立地促進補助金 (令和8年度分)	令和9年度	250,000
サバンナエリア獣舎杭工事	令和9年度	79,900
営繕積算システム機器借上料 (令和8年度分)	令和8年度～令和14年度	3,000
市有建築物包括管理業務委託	令和8年度～令和13年度	1,890,000
熊本西環状道路橋梁関連工事	令和9年度	588,000
国道501号(飽田バイパス) 地盤改良及び水路付替工事	令和9年度	410,000
熊本城周遊バス借上料	令和9年度～令和13年度	43,988
A I デマンドタクシー運行業務委託 (令和8年度追加分)	令和9年度	18,838
熊本駅新幹線口駅前広場改修工事	令和9年度	464,000
池田町花園線ほか2線道路改良整備 経費	令和9年度	230,000
2027年国際園芸博覧会出展経費	令和9年度	3,700
集約建替等計画策定業務委託	令和9年度	17,500

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
消防車両整備経費	令和8年度～令和9年度	48,000
西消防署庁舎建設基本実施設計等業務委託	令和9年度	178,000
南消防署飽田天明出張所大規模改修基本実施設計業務委託	令和9年度	13,000
教育用マイクロソフト365ライセンス使用料	令和9年度～令和10年度	156,900
天明義務教育学校開設準備等業務委託	令和9年度	4,600
義務教育施設整備事業 (令和8年度分)	令和9年度～令和10年度	481,827
義務教育施設整備事業 (令和8年度教室不足仮設建物分)	令和9年度	203,000
共同調理場調理等業務委託 (令和8年度追加分)	令和9年度	5,245
地域教育情報ネットワーク機器借上料 (千原台高校分)	令和8年度～令和13年度	32,100
地域教育情報ネットワーク機器借上料 (必由館高校分)	令和8年度～令和13年度	26,300
児童育成クラブ施設整備事業 (令和8年度分)	令和9年度	10,900
児童育成クラブ仮設建物借上料	令和9年度	22,700
立石遺跡群埋蔵文化財発掘調査業務委託	令和9年度～令和10年度	448,000

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
学校給食費等債権回収業務委託	令和9年度	5,280
社会体育施設指定管理料 (令和8年度追加分)	令和9年度～令和10年度	18,400
熊本城管理区域法面対策工事	令和9年度	15,000
熊本城宇土櫓続櫓石垣復旧（修理）工事	令和9年度～令和10年度	562,441
熊本城宇土櫓続櫓石垣復旧（修理）工事施工監理業務委託	令和9年度～令和10年度	23,016
本丸御殿障壁画解体・保管業務委託	令和9年度～令和10年度	5,146
熊本城数寄屋丸二階御広間解体保存工事	令和9年度～令和10年度	409,310
熊本城数寄屋丸二階御広間解体保存工事施工監理業務委託	令和9年度～令和10年度	58,850
熊本城西大手門周辺石垣復旧工事	令和9年度	259,316
熊本城西大手門周辺石垣復旧工事施工監理業務委託	令和9年度	22,245
熊本城南大手門ほか石垣復旧設計業務委託	令和9年度	39,838
特別史跡熊本城跡防火対策設計業務委託	令和9年度	24,500

第3表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
庁 舎 整 備 事 業	69,000	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを行 った後にお いては、当該 見直し後 の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還がある。
防 災 設 備 整 備 事 業	356,200			
公 文 書 館 整 備 事 業	1,313,200			
新 庁 舎 整 備 事 業	323,400			
男女共同参画センター はあもにい整備事業	27,900			
ふれあい文化センター 整 備 事 業	4,600			
地 域 コ ミ ュ ニ テ ィ セ ン タ ー 整 備 事 業	12,900			
区 役 所 整 備 事 業	1,037,200			
国際交流会館整備事業	191,200			
市民会館施設整備事業	395,900			
くまもと工芸会館 施設整備事業	3,400			
老人福祉施設整備事業	330,400			
障害者福祉施設整備事業	28,900			

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
社会福祉施設整備事業	109,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを行 った後にお いては、当該 見直し後 の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還がある。
児童福祉施設整備事業	582,000			
斎 場 整 備 事 業	197,300			
墓 地 整 備 事 業	1,900			
保健所施設整備事業	2,100			
新 西 部 環 境 工 場 周 辺 環 境 整 備 事 業	1,200			
清掃運搬施設整備事業	1,600			
埋立処理施設整備事業	9,000			
東部環境工場整備事業	2,297,400			
大 気 汚 染 測 定 機 器 整 備 事 業	9,000			
環 境 総 合 セ ン タ 一 施 設 整 備 事 業	94,400			
公 有 林 整 備 事 業	17,500			
地 下 水 位 觀 測 機 器 整 備 事 業	9,000			

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
環境保護施設整備事業	1,600	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを行 った後にお いては、当該 見直し後 の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還がある。
漁 港 整 備 事 業	199,300			
水 産 振 興 セ ン タ 一 整 備 事 業	29,700			
農業用排水路整備事業	299,600			
農 業 基 盤 整 備 事 業	201,700			
流 通 情 報 会 館 施 設 整 備 事 業	82,900			
くまもと森都心プラザ 施設整備事業	8,100			
熊本城ホール整備事業	9,200			
駐 車 場 整 備 事 業	2,700			
動植物園施設整備事業	584,300			
公 共 建 築 物 長寿化改修事業	48,200			
地 方 道 路 等 整 備 事 業	11,296,700			
電 線 共 同 溝 整 備 事 業	52,700			

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
広域河川改修事業	146,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを行 った後にお いては、当該 見直し後 の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還がある。
準用河川改修事業	18,900			
浸水解消対策事業	245,200			
排水路整備事業	198,800			
河川環境整備事業	485,300			
駐輪場整備事業	16,600			
街路事業	322,800			
熊本駅周辺基盤整備事業	151,200			
公園緑地整備事業	357,500			
港湾整備事業	117,800			
道路美化等事業	41,400			
バス待合環境整備事業	22,800			
公共交通基盤等整備事業	12,000			

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
富合土地区画整理事業	238,500	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを行 った後にお いては、当該 見直し後 の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還がある。
公 営 住 宅 建 設 事 業	2,197,700			
消 防 機 材 等 整 備 事 業	513,200			
消 防 施 設 整 備 事 業	565,000			
特 别 支 援 学 校 施 設 整 備 事 業	2,600			
義 務 教 育 施 設 整 備 事 業	5,951,300			
高 等 学 校 施 設 整 備 事 業	174,800			
児 童 育 成 ク ラ ブ 施 設 整 備 事 業	260,700			
博 物 館 整 備 事 業	14,800			
文 化 施 設 整 備 事 業	302,100			
公 設 運 動 施 設 整 備 事 業	169,700			
熊 本 城 施 設 整 備 事 業	11,200			
衛 生 施 設 災 害 復 旧 事 業	12,600			

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
土木施設災害復旧事業	107,500	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを行 った後にお いては、当該 見直し後 の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還がある。
教育施設災害復旧事業	1,015,100			
計	33,916,300			

國 民 健 康 保 險 會 計

令和8年2月16日提出

令和8年度熊本市国民健康保険会計予算

令和8年度熊本市の国民健康保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,261,120千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(歳出予算の流用)

第3条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上した負担金補助及び交付金に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用と定める。

熊本市長 大西一史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金額
10 国民健康保険料		11,600,841
	10 国民健康保険料	11,600,841
15 国民健康保険税		2,514
	10 国民健康保険税	2,514
20 使用料及び手数料		1
	10 手 数 料	1
35 県支出金		53,706,762
	20 県補助金	53,706,762
60 繰入金		7,826,296
	10 一般会計繰入金	7,826,296
80 諸収入		124,706
	10 延滞金加算金及び過料	4,500
	20 預金利子	1
	30 雜 入	120,205
歳 入 合 計		
73,261,120		

(単位：千円)

歳出		
款	項	金額
10 総務費		1,524,940
	10 総務管理費	1,193,385
	20 徴収費	312,100
	30 国民健康保険団体連合会負担金	18,989
	40 運営協議会費	466
20 保険給付費		52,652,000
	10 療養諸費	45,293,000
	20 高額療養費	7,142,000
	30 出産育児諸費	200,000
	40 葬祭諸費	17,000
22 国民健康保険事業費納付金		18,582,980
	10 医療給付費分	12,234,946
	20 後期高齢者支援金等分	4,395,607
	30 介護納付金分	1,583,757
	40 子ども・子育て支援納付金分	368,670
50 保健事業費		390,700
	10 保健事業費	80,700
	20 特定健康診査等事業費	310,000
60 諸支出金		60,500
	10 償還金及び還付加算金	60,500
70 予備費		50,000
	10 予備費	50,000
歳出合計		
73,261,120		

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
エルタックス導入に伴う保険料系システム改修業務委託	令和8年度～令和9年度	17,555
国民健康保険料等収納及びコールセンター運営等業務委託	令和9年度～令和11年度	411,302
国民健康保険特定健診等実施率向上対策業務委託	令和9年度～令和10年度	32,720

母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計

令和 8 年 2 月 16 日 提出

令和 8 年度熊本市母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計予算

令和 8 年度熊本市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 190,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為を

することができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

熊本市長 大西一史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位 : 千円)

歳 入		
款	項	金額
10 繰入金		2,007
	10 一般会計繰入金	2,007
20 繰越金		50,000
	10 繰越金	50,000
30 諸収入		137,993
	10 貸付金元利収入	127,623
	20 雜入	10,370
歳 出		
歳入合計		
190,000		

(単位：千円)

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事項	期間	限度額
母子父子寡婦福祉資金貸付事業 (令和8年度分)	令和9年度～令和13年度	50,000

介護保険会計

令和8年2月16日提出

令和8年度熊本市介護保険会計予算

令和8年度熊本市の介護保険会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ73,739,210千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

熊本市長 大西一史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位 : 千円)

歳 入		
款	項	金額
10 介護保険料		15,123,715
	10 介護保険料	15,123,715
20 使用料及び手数料		1
	20 手 数 料	1
30 国庫支出金		17,867,947
	10 国庫負担金	12,690,165
	15 国庫補助金	5,177,782
40 県支出金		9,995,480
	10 県負担金	9,497,064
	15 県補助金	498,416
50 支払基金交付金		19,049,072
	10 支払基金交付金	19,049,072
60 財産収入		52,880
	10 財産運用収入	52,880
70 繰 入 金		11,650,106
	10 一般会計繰入金	11,650,106
75 繰 越 金		1
	10 繰 越 金	1
80 諸 収 入		8
	10 延滞金加算金及び過料	1
	30 雜 入	6
	40 受託事業収入	1
歳 入 合 計		73,739,210

(単位：千円)

歳出		
款	項	金額
10 総務費		1,971,596
	10 総務管理費	1,971,596
20 保険給付費		68,268,400
	10 保険給付費	68,268,400
25 地域支援事業費		3,389,964
	10 地域支援事業費	3,389,964
40 基金積立金		52,880
	10 基金積立金	52,880
60 諸支出金		26,370
	10 償還金及び還付加算金	23,020
	20 繰出金	3,350
70 予備費		30,000
	10 予備費	30,000
歳出合計		73,739,210

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
エルタックス導入に伴う保険料系システム改修業務委託	令和8年度～令和9年度	19,594
介護認定事務センター業務委託	令和9年度～令和11年度	398,379

後期高齢者医療会計

令和 8 年 2 月 16 日 提出

令和 8 年度熊本市後期高齢者医療会計予算

令和 8 年度熊本市の後期高齢者医療会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 14,984,224 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

(単位：千円)

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
エルタックス導入に伴う保険料系システム改修業務委託	令和8年度～令和9年度	19,436

農業集落排水事業会計

議 第 8 号

令和8年2月16日提出

令和8年度熊本市農業集落排水事業会計予算

令和8年度熊本市の農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ303,571千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第2表 地方債」による。

熊本市長 大西一史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位 : 千円)

歳 入		
款	項	金額
10 分担金及び負担金		860
	10 分 担 金	860
20 使用料及び手数料		33, 065
	10 使 用 料	33, 065
25 県支出金		22, 876
	10 県補助金	22, 876
30 繰入金		223, 970
	10 一般会計繰入金	223, 970
60 市 債		22, 800
	10 市 債	22, 800
歳 入 合 計		
		303, 571

(単位：千円)

第2表 地 方 債

(単位 : 千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
下 水 道 事 業 債	22,800	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを 行った後に おいては、 当該見直 し後の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還がある。
計	22,800			

産業振興資金会計

議 第 9 号

令和8年2月16日提出

令和8年度熊本市産業振興資金会計予算

令和8年度熊本市の産業振興資金会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ1,338,300千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

熊本市長 大西一史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

(単位：千円)

競 輪 事 業 会 計

議 第 10 号

令和8年2月16日提出

令和8年度熊本市競輪事業会計予算

令和8年度熊本市の競輪事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ34,543,963千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

熊本市長 大西一史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

歳 入		
款	項	金 額
10 競輪事業収入		33,009,630
	10 競輪事業収入	33,009,630
15 使用料及び手数料		1,112
	10 使用料	1,112
20 財産収入		6,061
	10 財産運用収入	6,061
25 繰入金		21,000
	10 基金繰入金	21,000
30 繰越金		100,000
	10 繰越金	100,000
40 諸収入		1,406,160
	20 雜入	13,935
	30 受託事業収入	1,392,225
歳 入 合 計		
34,543,963		

(単位：千円)

植木中央土地区画整理事業会計

議 第 11 号

令和 8 年 2 月 16 日 提出

令和 8 年度熊本市植木中央土地区画整理事業会計予算

令和 8 年度熊本市の植木中央土地区画整理事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 245,835 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

(単位：千円)

奨学金貸付事業会計

令和8年2月16日提出

令和8年度熊本市奨学金貸付事業会計予算

令和8年度熊本市の奨学金貸付事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ88,900千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

熊本市長 大西一史

第 1 表 歳入歳出予算

(単位：千円)

(単位：千円)

第2表 債務負担行為

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金貸付事業 (令和8年度分)	令和9年度～令和13年度	91,764

公 債 管 理 会 計

議 第 13 号

令和 8 年 2 月 16 日 提出

令和 8 年度熊本市公債管理会計予算

令和 8 年度熊本市の公債管理会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 54,412,682 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 230 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

熊 本 市 長 大 西 一 史

第 1 表 売入賣出予算

(単位：千円)

(単位：千円)

第2表 地 方 債

(単位：千円)

起 債 の 目 的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
借 挿 債	11,675,900	普通貸借 又 は 証券発行	5.0%以内 ただし、利 率見直し方 式で借り入 れる場合 は、利率の 見直しを行 った後にお いては、當該 見直し後 の利率	政府資金については、 その融資条件により、 銀行その他の場合には その債権者と協定する ところによる。ただし 市財政の都合により繰 上げ償還することがあ る。
計	11,675,900			

病院事業会計

令和 8 年 2 月 16 日 提出

令和 8 年度熊本市病院事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度熊本市病院事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 病 床 数	498 床
(市民病院：一般病床 380床、感染症病床 8床)	
(植木病院：一般病床 85床、療養病床 25床)	
(2) 年 間 患 者 数	293,211 人
ア 入 院	151,671 人
(ア) 市 民 病 院	130,406 人
(イ) 植 木 病 院	21,265 人
イ 外 来	141,540 人
(ア) 市 民 病 院	119,819 人
(イ) 植 木 病 院	19,644 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	2,077 人
(3) 一 日 平 均 患 者 数	
ア 入 院	
(ア) 市 民 病 院	357 人
(イ) 植 木 病 院	58 人
イ 外 来	
(ア) 市 民 病 院	497 人
(イ) 植 木 病 院	82 人
(ウ) 芳 野 診 療 所	9 人

(4) 主要な建設改良事業

ア 施 設 改 良	5,506 千円
(ア) 市 民 病 院	5,506 千円
イ 医療機械器具購入	646,204 千円
(ア) 市 民 病 院	630,973 千円
(イ) 植 木 病 院	15,231 千円
ウ 電算システム更新	2,784,600 千円
(ア) 市 民 病 院	2,784,600 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収	入
第1款 病 院 事 業 収 益	16,899,097 千円
第1項 医 業 収 益	14,491,955 千円
第2項 医 業 外 収 益	2,300,211 千円
第3項 特 別 利 益	106,931 千円
支	出
第1款 病 院 事 業 費 用	17,247,492 千円
第1項 医 業 費 用	16,853,710 千円
第2項 医 業 外 費 用	381,782 千円
第3項 予 備 費	12,000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,439,045千円は、過年度分損益勘定留保資金1,439,045千円で補てんするものとする。）。

	収	入
第1款 資本的 収 入		4,449,598 千円
第1項 企業債		3,364,900 千円
第2項 出資金		89,306 千円
第3項 補助金		659,540 千円
第4項 負担金		335,852 千円
	支	出
第1款 資本的 支 出		5,888,643 千円
第1項 建設改良費		3,436,310 千円
第2項 企業債償還金		1,952,333 千円
第3項 投資		500,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

事 項	期 間	限 度 額
市民病院医療情報システムヘルプデスク業務委託	令和9年度～令和13年度	230,000
市民病院給食調理業務等委託	令和8年度～令和11年度	981,000
市民病院滅菌及び手術室支援業務委託	令和8年度～令和13年度	484,000
市民病院心臓カテール検査装置保守点検業務委託	令和9年度～令和10年度	38,134
市民病院X線透視撮影装置保守点検業務委託	令和9年度～令和11年度	16,764
市民病院手術映像システム保守点検業務委託	令和9年度～令和12年度	18,832
市民病院内視鏡手術支援ロボット保守点検業務委託	令和9年度～令和12年度	69,520
市民病院高精度放射線治療システム整備経費	令和8年度～令和9年度	605,000
植木病院物品管理業務委託	令和8年度～令和11年度	15,900

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
市民病院医療機械器具整備事業	598,300	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合は、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上げ償還することがある。
市民病院電算システム整備事業	2,753,400			
植木病院医療機械器具整備事業	13,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、15,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 医業費用・医業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	9,086,406 千円
(2) 交際費	100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 病院事業会計の経営基盤確立のため、他の会計からこの会計へ補助を受ける金額は、次のとおりとする。

(1) 一 般 会 計	1,089,617 千円
-------------	--------------

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、2,300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名 称	数 量
(1) 取得する資産	医療機器	据置型デジタル式循環器 用X線透視診断装置	1 台
		眼科手術用顕微鏡	1 台
		超音波画像診断装置	1 台
その他		医療情報システム	一式
投資有価証券		国債等	一式

熊本市長 大西一史

水道事業会計

令和 8 年度熊本市水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度熊本市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 戸 数	374, 400 戸
(2) 年 間 総 給 水 量	69, 134, 000 m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	189, 408 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
水道施設更新費	6, 554, 435 千円
第 6 次拡張事業費	779, 670 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収 入	支 出
第 1 款 水道事業収益	14, 257, 768 千円	
第 1 項 営 業 収 益	13, 218, 971 千円	
第 2 項 営 業 外 収 益	1, 034, 288 千円	
第 3 項 特 別 利 益	4, 509 千円	
		13, 032, 224 千円
第 1 款 水道事業費用		12, 279, 077 千円
第 1 項 営 業 費 用		736, 047 千円
第 2 項 営 業 外 費 用		12, 100 千円
第 3 項 特 別 損 失		5, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 5,089,499千円は、過年度分損益勘定留保資金 4,343,207千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 746,292千円で補てんするものとする。）。

取 入

第1款 資本的収入	6,456,110千円
第1項 企業債	5,000,000千円
第2項 補助金	327,675千円
第3項 負担金	448,435千円
第4項 加入金	480,000千円
第5項 投資有価証券収入	200,000千円

支 出

第1款 資本的支出	11,545,609千円
第1項 建設改良費	9,396,995千円
第2項 企業債償還金	2,138,614千円
第3項 予備費	10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
沼山津水源地回転数制御点検整備業務委託	令和8年度～令和9年度	113,501千円
次期財務会計システム調達支援及び工程管理支援業務委託	令和8年度～令和9年度	66,000千円
中無田水管橋補強工事	令和8年度～令和10年度	219,726千円
施設改良事業 (令和8・9年度建設改良費)	令和8年度～令和10年度	1,717,590千円
上下水道局財務会計システム再構築業務委託 及び機器等借上料	令和8年度～令和14年度	301,326千円
熊本市上下水道局水運用センター借上料	令和8年度～令和20年度	4,646,000千円

事 項	期 間	限度額
水道施設更新事業に基づく既設基幹管路廃止工事	令和9年度	128,890千円
沼山津水源地送水ポンプ全分解点検整備業務委託	令和9年度	104,158千円
施設改良事業 (令和8年度建設改良費)	令和9年度	489,286千円
水道施設更新事業 (令和8年度建設改良費)	令和9年度	2,033,724千円
第6次拡張事業 (令和8年度建設改良費)	令和9年度	432,580千円
上下水道総合管理システムハンディターミナル等機器借上料(再リース)	令和9年度～令和13年度	19,471千円
上下水道局タブレット機器借上料	令和9年度～令和13年度	3,796千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
水道施設更新、 第6次拡張及び施設改良事業	5,000,000千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方 式で借り入れる場合、 利率の見直しを行つた後においては、当 該見直し後の利率と する。	政府資金等については、そ の融資条件により、銀行そ の他の場合にはその債権者 と協定するところによる。 ただし、財政の都合により 繰上償還がある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、2,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	2,074,090千円
(2) 交際費	100千円

(他会計からの補助金)

第10条 水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は75,855千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

(重要な資産の取得及び処分)

第12条 重要な資産の取得及び処分は、次のとおりとする。

	種類	名称	数量
(1) 取得する資産	分析機器	水質検査用機器	1台

熊本市長 大西一史

下 水 道 事 業 会 計

議 第 16 号
令和 8 年 2 月 16 日 提出

令和 8 年度熊本市下水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度熊本市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 排 水 区 域 面 積	12, 582ha
(2) 年 間 総 処 理 水 量	90, 728, 000 m ³
(3) 一 日 平 均 処 理 水 量	248, 570 m ³
(4) 主 要 な 建 設 改 良 事 業	
管渠布設費	6, 981, 971 千円
ポンプ場、処理場築造費	4, 837, 500 千円
建設改良費（雨水）	1, 561, 295 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	收 入
第 1 款 下水道事業収益	20, 304, 823 千円
第 1 項 営 業 収 益	12, 367, 833 千円
第 2 項 営 業 外 収 益	7, 928, 669 千円
第 3 項 特 別 利 益	8, 321 千円
	支 出
第 1 款 下水道事業費用	19, 733, 687 千円
第 1 項 営 業 費 用	17, 986, 466 千円
第 2 項 営 業 外 費 用	1, 726, 521 千円
第 3 項 特 別 損 失	15, 700 千円
第 4 項 予 備 費	5, 000 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 8,097,645千円は、過年度分損益勘定留保資金 7,243,468千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 854,177千円で補てんするものとする。）。

	收 入	
第1款 資本的収入		14,708,879千円
第1項 企業債		8,571,200千円
第2項 企業債（雨水）		682,300千円
第3項 出資金		13,765千円
第4項 補助金		4,724,057千円
第5項 補助金（雨水）		621,350千円
第6項 負担金		96,207千円
	支 出	
第1款 資本的支出		22,806,524千円
第1項 建設改良費		12,641,842千円
第2項 建設改良費（雨水）		1,561,295千円
第3項 企業債償還金		8,593,387千円
第4項 予備費		10,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事項	期間	限度額
下水道管路施設維持管理業務包括的民間委託	令和8年度～令和18年度	10,735,000千円
下水道管路施設維持管理業務包括的民間委託モニタリング業務委託	令和8年度～令和18年度	201,000千円
南部浄化センター洗煙排水汚泥収集運搬及び処分業務委託	令和9年度	60,000千円
公共下水道築造事業（令和8年度施設分）	令和9年度	938,460千円
公共下水道築造事業（雨水）（令和8年度施設分）	令和9年度～令和10年度	2,501,000千円

(企 業 債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
公共下水道築造事業	7,612,300千円	証書借入 又は 証券発行	年5%以内。 ただし、利率見直し方式で借り入れる場合、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	政府資金等については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するところによる。ただし、財政の都合により繰上償還することがある。
流域下水道築造事業	105,400千円			
下水道事業債(特別措置分)	494,000千円			
公営企業借換債	359,500千円			
公共下水道築造事業(雨水)	682,300千円			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、6,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

- (1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

- (1) 職員給与費 1,358,139千円
(2) 交際費 100千円

(他会計からの補助金)

第10条 下水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,820,393千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、200,000千円と定める。

熊本市長 大西一史

工 業 用 水 道 事 業 会 計

令和 8 年度熊本市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度熊本市工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給 水 事 業 所 数	10か所
(2) 年 間 総 給 水 量	72,891m ³
(3) 一 日 平 均 給 水 量	200m ³

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第 1 款 工業用水道事業収益		8,216千円
第 1 項 営 業 収 益		4,008千円
第 2 項 営 業 外 収 益		4,208千円
	支	出
第 1 款 工業用水道事業費用		8,216千円
第 1 項 営 業 費 用		7,715千円
第 2 項 営 業 外 費 用		201千円
第 3 項 予 備 費		300千円

(資本的収入及び支出)

第 4 条 資本的支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,662千円は、過年度分損益勘定留保資金 2,478千円並びに当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 184千円で補てんするものとする。）。

支 出

第1款 資本的支出	2,662千円
第1項 建設改良費	2,036千円
第2項 企業債償還金	126千円
第3項 予備費	500千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、5,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用及び営業外費用の間の流用（消費税及び地方消費税に限る。）

(他会計からの補助金)

第7条 工業用水道事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2,019千円である。

熊本市長 大西一史

交 通 事 業 会 計

令和 8 年度熊本市交通事業会計予算

(総 則)

第 1 条 令和 8 年度熊本市交通事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第 2 条 業務の予定量は、次のとおりとする。

軌道事業

(1) 車両数	64 両
(2) 年間走行糠	1,567,000 粠
1日平均	4,293 粠
(3) 年間輸送人員	9,461,000 人
1日平均	25,921 人
(4) 主要な建設改良事業	
多両編成車両導入経費	958,078 千円
軌条更換経費	699,200 千円

(収益的収入及び支出)

第 3 条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収入

第 1 款 軌道事業収益	3,441,042 千円
第 1 項 営業収益	1,852,659 千円
第 2 項 営業外収益	1,588,342 千円
第 3 項 特別利益	41 千円

支出

第 1 款 軌道事業費用	3,191,548 千円
第 1 項 営業費用	3,052,330 千円
第 2 項 営業外費用	139,218 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額321,058千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額133,123千円、過年度分損益勘定留保資金28,153千円及び当年度分損益勘定留保資金159,782千円で補てんするものとする。）。

収 入	
第1款 資本的 収入	2,281,795 千円
第1項 企 業 債	1,583,400 千円
第2項 国（県）補助金	316,871 千円
第3項 他会計補助金	381,524 千円
支 出	
第1款 資本的 支出	2,602,853 千円
第1項 建設改良費	2,142,327 千円
第2項 企業債償還金	456,526 千円
第3項 予備費	4,000 千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限度額
車両長寿命化経費	令和8年度～令和9年度	83,000千円
軌道に関する基準値の見直し等業務委託	令和8年度～令和9年度	4,500千円

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
交通事業建設改良資金	1,583,400千円	普通貸借 又は 証券発行	年5.0%以内。 ただし、利率見直し 方式で借り入れる場 合は、利率の見直し を行った後において は、当該見直し後の 利率とする。	政府資金等については、 その融資条件による。 また、銀行その他の場合 にはその債権者と協定す るところによる。 ただし、財政の都合によ り繰上げ償還することも ある。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用・営業外費用・特別損失

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費	1,514,579 千円
(2) 交際費	100 千円

(他会計からの補助金)

第10条 交通事業会計の経営基盤確立のため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1,258,700千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第11条 たな卸資産の購入限度額は、12,000千円と定める。

熊本市長 大西一史

